

1. 参加資格要件				
No.	資料名	頁	質問	回答
1	説明書 (実施要領)	P 4	Ⅲ-2-(1) 一棟の延床面積が3,000㎡以上の建築物に係る新築、改築又は増築とありますが用途は問わないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	説明書 (実施要領)	P 4	Ⅲ-2-(1) 一棟の延床面積が3,000㎡以上の建築物に係る新築、改築又は増築とありますが発注者は官庁、民間は問わないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	説明書 (実施要領)	P 4	Ⅲ 参加資格要件 2 (1) について 工事請負契約上、同一事業（同時期に着工・竣工）で延床面積が3000㎡以上の業務ですが、敷地を2つに分割した為、確認申請上は、2棟で申請しています。（2713㎡+333㎡） 上記の場合、参加資格要件を満たしていると考えて宜しいでしょうか。	Ⅲ参加資格要件2(1)のとおり「一棟の延べ面積が3,000㎡以上」である必要があります。よって、2棟を合計しないと3,000㎡以上とにならない場合は参加資格要件を満たしていません。
4	説明書 (実施要領)	P 4	Ⅲ-2-(1) 及び (2) 参加者・管理技術者の業務実績記載件数は1物件と考えてよろしいでしょうか。	参加者、管理技術者それぞれ1物件記載してください。（同一物件でも構いません。）
5	説明書 (実施要領)	P 4	Ⅲ 参加資格要件 1 共通事項 に関して。 設計共同企業体の構成員として、ランドスケープアーキテクトとの協働を考えております。その場合でも、全ての構成員が、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を行っている必要がありますか。	設計共同企業体の構成員には、一級建築士事務所の登録を行っていることを必須要件としています。

1. 参加資格要件				
No.	資料名	頁	質問	回答
6	説明書 (実施要領)	P10	<p>(1)平成29年度香川県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格の登録を行っている場合、(様式3)参加表明書、(様式4)誓約書等の提出書類の住所・名称・代表者氏名は、①委任先を立てて登録している場合の委任先の住所・名称・代表者氏名、または、②登録済の委任先から委任状等により再委任を受けた未登録の者、のいずれでもよろしいでしょうか。</p> <p>(2)参加表明等の代表者氏名が②でも可の場合、再委任に関する委任状は任意書式とし、提出時期は参加表明の提出と同時でよろしいでしょうか。</p> <p>(3)また、②で参加表明等を行った場合でも、契約段階での契約者氏名は①の登録済の委任先の代表者氏名としてもよろしいでしょうか。</p> <p>※(1)～(3)の付番は事務局によるものです。</p>	<p>(1) ①、②いずれでも参加可能です。</p> <p>(2) ②の場合は次の2つのケースが考えられますが、取り扱いは下記のとおりです。 ケース1：名簿登載においては代表者から〇〇支社長に契約権限等を委任しているが、本プロポーザルにおいては、代表者名で書類を提出する場合 ⇒委任状は不要 ケース2：名簿登載においては代表者から〇〇営業所長に契約権限等を委任しているが、本プロポーザルにおいては、△△支社長名で書類を提出する場合 ⇒新たに委任状が必要となります。委任状は、別紙(様式15)を使用し、参加表明書に添付して提出してください。</p> <p>(3)契約者氏名について ⇒本プロポーザルは、新香川県立体育館基本・実施設計業務の受託者を選定するために実施するものであるため、参加表明から契約まで同一の氏名としてください。同一法人であっても、参加表明時から契約締結時まで、商号等の変更を除き、氏名の変更は認めません。</p>
2. 協力事務所				
1	説明書 (様式11)	P33	<p>注意事項の※5に「主任技術者は。業務の一部を再委託する協力事務所に所属するものを配置することも可能である。」とありますが、この協力事務所とは設計共同体の場合の構成員とは別と考えて宜しいでしょうか？また「業務の一部を再委託する」とは、どういうことを意味するのでしょうか？</p>	<p>協力事務所と設計共同企業体の構成員は別です。 「業務の一部を再委託する」とは、プロポーザル参加者が全ての設計業務を自社で行うのではなく、例えば構造計算や設備設計等の設計業務の一部を別の事務所に再委託することを指します。 本プロポーザルにおいては、主任技術者を出す事務所のみを「協力事務所」として扱います。(説明書P12の13行目を参照)</p>
2	説明書 (実施要領)	P12	<p>協力事務所は、複数の応募者の協力事務所となることは可能でしょうか？</p>	<p>可能です。 一つの事務所が複数のプロポーザル参加者の協力事務所を兼ねること、協力事務所が出す主任技術者が複数のプロポーザル参加者の主任技術者を兼ねることは可能です。また、協力事務所や配置予定技術者(設計スタッフ)を含めた体制は、一次審査通過者に対して5月8日までに提出を求める参加資格等確認書の提出時に決定していただきます。ただし、一次審査通過者を協力事務所とすることは出来ません。</p>
3	説明書 (実施要領)	P 4	<p>参加資格要件として、構造、設備、積算を協力事務所に依頼する場合、これらの協力事務所は、他の応募者と重複して応募することは、可能か。</p>	

3. 主任技術者				
No.	資料名	頁	質 問	回 答
1	説明書 (実施要領)	P 5	Ⅲ-2 (3)に「建築総合、意匠、構造、設備及び積算のそれぞれの分野を統括する技術者（以下主任技術者という。）を配置できる者であること。」との記述があり、更にⅢ-3 (5)に「2 の(3)の要件を満たすこと。」とありますが、これは3者以内で構成される設計共同企業体の構成員の中から、総合、意匠の他に、構造、設備、積算の主任技術者を配置できる体制でないといけないという意味ですか。それとも日常的に協力関係にある構造設計事務所、設備設計事務所、積算事務所など、共同体外部から配置できれば良いですか。	主任技術者は、プロポーザル参加者（単体企業等又は設計共同企業体の各構成員）に所属する者だけではなく、協力事務所に所属する者を配置することも可能です。なお、管理技術者は、プロポーザル参加者（設計共同企業体の場合は代表構成員に限る。）に所属する者を配置する必要があります。
2	説明書 (実施要領)	P 4	Ⅲ-2- (3) に記載がある建築総合と意匠の分野の違いについてご教示下さい。	建築総合は建築計画等の分野、意匠はデザイン等の分野です。
3	説明書 (実施要領)	P 4	Ⅲ-2- (3) に記載がある設備主任技術者とは機械設備又は電気設備のどちらでしょうか。ご教示ください。	機械設備、電気設備共に含む設備分野の業務を統括する役割を担う者です。
4	説明書 (様式11)	P33	(様式11) 配置予定技術者一覧 に関して。 配置予定技術者として新たな分野を追加してもよろしいでしょうか。	配置すること及び二次提案書に記載することは差し支えありませんが、(様式11)には追加しないでください。
4. 業務実績				
1	説明書 (様式11-1 ~11-6)	P34~ 39	各技術者の実績は、完了実績で【注意事項】を満たすものであれば、p. 4実施要領Ⅲ参加資格要件2(1)で示された業務完了年（平成14年4月1日以降に業務完了）の条件は適用されないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 「平成14年4月1日以降に業務が完了」の条件がかかるのは、P4のⅢ参加資格要件2(1)のみです。なお、「参加表明書提出日において、当該業務に係る新築等が竣工したものの又は施工中であるものに限る。」は全ての業務実績に共通する条件です。
2	説明書 (評価要領)	P52	5-(3)-①-äの同種、類似及びサンポート高松の立地条件を踏まえた業務として記載する実績は業務完了年月日の条件は無いものと考えてよろしいでしょうか。	同種・類似及び同種環境の業務完了年月日に係る要件は「参加表明書提出日において、当該業務に係る新築等が竣工したものの又は施工中であるものに限る。」ですので、当該設計業務も参加表明提出日より以前に完了している必要があります。なお、「平成14年4月1日以降に業務が完了」の要件はかかりません。

4. 業務実績				
No.	資料名	頁	質 問	回 答
3	説明書 (評価要領)	P52	参加者・配置予定技術者の実績（様式10、様式11-1～6） 同種・類似業務、同種環境業務実績の業務完了期日はございますでしょうか。	同種・類似及び同種環境の業務完了年月日に係る要件は「参加表明書提出日において、当該業務に係る新築等が竣工したもの又は施工中であるものに限る。」ですので、当該設計業務も参加表明提出日より以前に完了している必要があります。なお、「平成14年4月1日以降に業務が完了」の要件はかかりません。
4	説明書 (評価要領)	P45	II-2 参加者・配置予定技術者の実績記載件数は1物件と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
5	説明書 (評価要領)	P52	参加者・配置予定技術者の実績（様式10、11-1～6） 固定席2,142席、ロールバックチェア880席は同種実績となりますでしょうか。	固定席には、ロールバックチェア等の可動席は含まないものとします。 したがって、同種実績には該当しません。
6	説明書 (評価要領)	P52	「同種業務」一の空間で2,500席以上の観覧席（固定席に限る）とありますが、ロールバックチェア部分も固定席に含むと考えてよろしいでしょうか。	固定席には、ロールバックチェア等の可動席は含まないものとします。
7	説明書 (評価要領)	P52	評価要領 5(3)①a 「同種環境業務の実績」の「瀬戸内海沿岸」における瀬戸内海の範囲とは、「領海及び接続水域に関する法律施行令(領海法施行令)」の定義によるものでしょうか。	貴見のとおりです。
8	説明書 (評価要領)	P52	参加者・配置予定技術者の実績（様式10、11-1～6） 同種環境業務実績のうち、瀬戸内海沿岸（海岸から100m以内）について、延床面積の要件はございますでしょうか。	瀬戸内海沿岸（海岸から100m以内）又は香川県内のいずれの場合も、一棟の延べ面積が3,000㎡以上の建築物の新築等に限りません。

5. 評価				
No.	資料名	頁	質問	回答
1	説明書 (評価要領)	P51	5 二次審査の評価基準について、一次審査評価点は二次審査に引き継がれるのでしょうか。ご教示ください。	一次審査の評価点が二次審査に影響することはありません。
2	説明書 (評価要領)	P52	参加者・配置予定技術者の実績（様式11-2～6） 主任技術者の保有資格毎の配点についてご教示をいただけますでしょうか。	配置予定技術者の保有資格数、実績数等を個々に積上げるものではなく、評価委員会にて総合的に評価を行います。
3	説明書 (評価要領)	P52	5-(3)-①-bの様式11-1～6に基づき配置予定技術者の実績評価される10点の配分をお教えください。	配置予定技術者の保有資格数、実績数等を個々に積上げるものではなく、評価委員会にて総合的に評価を行います。
4	説明書 (評価要領)	P52	評価要領 5(3)①b 「配置予定技術者の実績（管理技術者及び各主任技術者の実績）」（様式11-1～11-6）は、各技術者の実績点の合計が10点以上であれば、評価点は10点との理解でよろしいでしょうか。（例）1名(7点)+2名(2点)+3名(0点)=11点→評価点10点。 また、管理技術者と主任技術者で評価点のウェイト差は無いと考えてよろしいでしょうか。	配置予定技術者の保有資格数、実績数等を個々に積上げるものではなく、評価委員会にて総合的に評価を行います。
5	説明書 (評価要領)	P52	配置予定技術者の能力 建築賞の種別他採点項目、配点についてご教示をいただけますでしょうか。	過去に行った建築物の設計に係る設計理念や受賞した建築賞により、評価委員会にて総合的に評価を行います。

6. プロポーザルにおける設計条件				
No.	資料名	頁	質問	回答
1	仕様書、 説明書	P1-1、 P16	工事費に含まれないものとして「敷地内の既存建物、芸術作品の撤去」と、業務仕様書に記載されています。B-1街区北側に設置されているアート作品「国境を越えて・海」は、敷地外に移設乃至、撤去されると考えて良いのでしょうか？	貴見のとおりです。 敷地内の建築物、アート作品等は全て移設又は撤去された更地として提案してください。
2	基本計画	P22	A1街区とA2街区間の歩行者専用道路の廃止に伴い共同溝も廃止されると考えてよろしいでしょうか。またその場合の敷設変え工事があればご教示ください。	共同溝は敷地外に敷設替えされたものとして提案してください。 敷設替えのルートは未定です。
3	基本計画	P16 P19	駐車場整備については、「敷地内に、一般用駐車場を100台程度、加えて、大型バス、身障者用、VIP用駐車場を計画する。一般用駐車場については、イベント開催時には、主催者用駐車場として利用することを想定し計画する。」一方、敷地に含まれないB2街区も、新体育館イベント時にはさらに主催者用駐車場として利用する、という事でよろしいのでしょうか？	貴見のとおりです。 基本計画P16に記載する駐車場等は、P19に記載するB2の駐車場利用とは別に、敷地内（A1、A2及びB1内）に整備する計画です。
4	説明書 (実施要領)	P16	敷地案内図に記載された敷地境界は、A1街区・A2街区・B1街区となっておりますが、「【本篇】新香川県立体育館整備基本計画（案）」では、計画地にB2街区も含まれております。B2街区を計画地に含めてもよろしいのでしょうか。	「新香川県立体育館整備基本計画」における計画地とは、施設の敷地範囲を決定するため、その検討対象となった街区のことです。施設の敷地範囲については、「新香川県立体育館整備基本計画」においても、A1街区、A2街区、B1街区とその間にある市道（港頭東線・歩行者専用道路）としています。 なお、B2街区は大規模イベント開催時に主催者用駐車場等として利用することを想定しており、これを踏まえたうえで、提案において言及することは妨げません。
5	基本計画	P24	今回の建物は、耐震安全性の分類(※)の「位置・規模・構造の基準別表」(9)（社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設）に該当すると思われま。この場合、構造体Ⅱ類(2類)、建築非構造部材B類、建築設備乙類となります。新香川県立体育館整備基本計画で、建築非構造部材A類、建築設備甲類を採用されている意図をご教示ください。 ※のURL： http://www.mlit.go.jp/common/001050232.pdf	本施設に求められる機能を総合的に勘案して採用したものです。
6	説明書 (実施要領)	P24	防災対策に関し、高松市のハザードマップの地震・津波編(※)の「高松市沿岸部の津波浸水想定図(最大クラスの津波)によると敷地は無色であり、津波の浸水区域になっていません。 ・最大クラスの津波による浸水はないと判断して良いのでしょうか？ ・ハザードマップの表記に関らず、最大クラスの津波による浸水があるとご判断される場合は、具体的な水位をご教授ください。 ※のURLは、 http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/takamatsubosai/pdfmap/takamatsu_bosaimap_02.pdf	ハザードマップの表記に基づき防災対策を提案してください。

6. プロポーザルにおける設計条件				
No.	資料名	頁	質 問	回 答
7	基本計画	P22	四国電力が事業主体の地域熱供給は利用可能ですか？可能な場合、条件をご提示ください。また自立熱源との併用は可能でしょうか？	利用可能です。 併用の可能性も含めて、物理的な制約はないものとして提案してください。
8	基本計画	P22	再生水利用下水道は利用可能ですか？可能な場合、条件をご提示ください。	利用可能です。 物理的な制約はないものとして提案してください。
9	説明書、 基本計画	P46、 P 8	敷地東面(B-1街区)に面しているのは港湾道路であり、建築基準法上の道路扱いではないとされています。 すると、東面斜線制限は隣地斜線と考えれば良いでしょうか？	正確を期すため、2月23日（金）までに回答を県HPにて公開します。
10	説明書、 基本計画	P46、 P 8	敷地東面(B-1街区)に面している港湾道路が建築基準法上の道路扱いではないとすると、これによる制約条件は何かありますか？	
11	基本計画	P 8	多目的広場に接する部分の斜線制限は、道路斜線になりますか、隣地斜線になりますか？道路斜線でない場合、多目的広場を公園的な扱いとして、緩和が生じますか？	
12	説明書、 基本計画	P16、 P 8	敷地北面は、25m道路の先に公園的なシーフロントプロムナード、その先に海面があります。よって、道路斜線への、これらによる何らかの緩和が生じると思われます。 緩和が生じる場合、具体的にお教えてください。	

6. プロポーザルにおける設計条件				
No.	資料名	頁	質問	回答
13	説明書、 基本計画	P16、 P 8	敷地東面に面している港湾道路の東側には公園的なハーバープロムナードがあります。しかし、敷地が接しているのは港湾道路であるため、ハーバープロムナードによる敷地東側斜線制限の緩和は認められないのでしょうか？お教えてください。	正確を期すため、2月23日（金）までに回答を県HPにて公開します。
14	基本計画	P12	武道施設兼多目的ルームの有効天井高さは任意で良いのでしょうか？	基本計画P12の記載を基に、プロポーザル参加者の判断で提案してください。
7. その他				
1	説明書 (実施要領)	P10	6. 参加表明書 様式3～6の必要書類は、クリップ止めバラで提出する事よろしいでしょうか。綴じて提出の場合は、体裁（左ホチキス2ヶ所等）をご指示ください。	クリップ止めバラで提出してください。
2	仕様書 添付図面	-	解凍したデータがJWCADの形式で、開くことが出来ない。 DXF形式等で、提供頂くことは可能でしょうか。	Jw_cad Version7.11では、メニューバーの[ファイル]、[SFCファイルを開く]に進み、対象のsfcファイルを選択で開けます。県HPにUPしているデータはzip形式に圧縮しているため、PC等にダウンロードして解凍したsfcファイルを選択してください。
3	説明書 (実施要領)	P13	9-2プレゼンテーション 説明者は3名すべてが(様式11)で届け出の6名の中からの選出ではなく、V9-1(1)②(イ)技術提案（設計業務の実施体制）のメンバーであれば、(様式14)で届け出を行い説明を行ってよいという理解でよろしいでしょうか。	説明者はプロポーザル参加者又は協力事務所に所属する者であれば、届け出の6名以外の方でも構いません。なお、機械操作者及び模型セット者の所属は問いません。

8. 追加資料				
No.	資料名	頁	質 問	回 答
1	-	-	計画地における地盤調査のデータを開示していただけますか？	基本計画P26に記載のとおり、支持層の位置はGL-17m付近を想定しています。参考となる敷地周辺の既存ボーリングデータを2月23日（金）までに県HPにて公開します。また、測量、地質調査、埋設物調査は、基本設計期間に別途実施予定です。
2	基本計画	P26	敷地のボーリングデータ及び、地質調査書があれば、ご提供をお願いします。	
3	プロポーザル説明書	P16	敷地及び周辺地盤の、高低差の情報があれば、ご提供をお願いします。	本プロポーザルの提案にあたっては、敷地内の高低差はないものとして提案してください。敷地周辺の高低差に係る既存データは2月23日（金）までに県HPにて公開します。また、測量、地質調査、埋設物調査は、基本設計期間に別途実施予定です。
4	プロポーザル説明書	P13, 45, 46等	敷地周辺建物の概略の平面、立面、断面の情報があれば、ご提供をお願いします。	高松シンボルタワー、ハーバープロムナードのコリドー及び多目的広場地下駐車場の図面データを2月23日（金）までに県HPにて公開します。
5	プロポーザル説明書	P44	「敷地外におけるデッキ等の計画」の検討の為に、高松シンボルタワーのデッキスガレリア2階の空中店舗、3階のオープンホワイトの床レベル及び高松コリドーの床レベル(TPレベル)をご教示ください。	
6	サンポート高松の現況	P15	多目的広場地下駐車場の断面図を開示していただけますか？	
7	プロポーザル説明書	P1 P44	建設予定地のサンポート高松で現在行われているイベント（瀬戸内国際芸術祭、さぬきマルシェ、さぬき高松まつり花火大会、サンポート高松トライアスロン等）が過去に実施された際の、各々のイベント時のサンポート高松の使い方や示す資料があればご提供をお願いします。	必要に応じてHP等を参照してください。
8	作成要領	P43	I-1-(1)-②現在行われているイベント（瀬戸内国際芸術祭、さぬきマルシェ、さぬき高松まつり花火大会等）の開催期間、現状の建設予定地の利用範囲、参加者数等の実績DATAがございましたらご教示下さい。	必要に応じてHP等を参照してください。